

令和3年度第1回茅ヶ崎市空家等対策推進協議会 会議録

議題	<p>1 開会</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)の改正について</p> <p>(2) 今年度のスケジュール</p> <hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/> <p style="text-align: center;">ここまで公開</p> <hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/> <p>3 議題</p> <p>(1) 特定空家等の進捗及び対応方針について</p> <p>(2) 特定空家等の判定について</p> <p>4 閉会</p>
日時	令和3年11月8日(月) 15:00～15:48
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室3
出席者氏名	<p>【委員】</p> <p>出石会長、加藤副会長、佐藤委員、林委員、眞壁委員、伊藤委員、福永委員、藤田委員、小宮山委員、神戸委員、小澤委員、数田委員</p> <p>【欠席委員】</p> <p>中川委員</p> <p>【事務局】</p> <p>後藤都市部長</p> <p>〈都市政策課〉深瀬課長、東主幹、押本主任</p> <p>【関係課】</p> <p>〈環境保全課〉添田課長、宇佐美主事</p> <p>〈建築指導課〉鈴木課長、井澤課長補佐</p> <p>〈消防本部予防課〉鈴木課長、岸担当主査</p>
会議資料	<p>資料1 ガイドライン概要版</p> <p>資料2 令和3年度のスケジュールについて</p> <p>資料3 特定空家等の進捗及び対応方針について</p> <p>資料4 特定空家等の案件詳細資料</p> <p>資料5 特定空家等の判定について(下町屋二丁目)</p> <p>資料6 特定空家等判定資料(下町屋二丁目)</p> <p>その他資料1 令和2年度第2回茅ヶ崎市空家等対策推進協議会会議録</p>

	その他資料2 令和3年度第1回茅ヶ崎市特定空家等判定委員会議事録 その他資料3 茅ヶ崎市空家等対策推進協議会要綱
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	個人情報を扱うため
傍聴者数	0人

15時00分開会

○事務局（深瀬都市政策課長）

皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。進行を務めます、都市政策課長の深瀬と申します。よろしくお願いいたします。

当初は8月16日に開催する予定でありましたが、8月2日に新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発令されましたので、延期とさせていただきます。その後の9月30日に緊急事態宣言が解除され、最近では神奈川県での感染状況は大きく改善されてきましたので、本日、協議会を開催する運びとなりました。ですが、油断はできませんので、本日は感染防止対策を取りながら開催いたします。

次の4点についてご協力いただきますよう、お願いいたします。

会議室への入退場時にはアルコール消毒による消毒をお願いいたします。

2つ目として、会議中はマスクの着用をお願いします。

3つ目として、会議中は室内の換気のため、窓を開けさせていただきます。多少寒いかもしれませんが、ご了承ください。

体調が優れない場合は、事務局への連絡をお願いいたします。

以上4点について、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の協議会は、議題（1）と（2）につきましては、個人情報を審議することとなるため非公開とさせていただきますが、本日は、傍聴の申出はございませんので、このまま会議を進めさせていただきます。

本日欠席のご連絡をいただいております委員のご紹介をさせていただきます。中川委員でございます。

本日の協議会開催に当たりましては、13名のところ、現在12名のご出席をいただいております。したがって、茅ヶ崎市空家等対策推進協議会設置要綱第5条第3項の規定を充足し、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、職員の異動がございましたので、事務局を担当させていただく職員その他本日出席しております職員を順番にご紹介させていただきます。

<職員の紹介>

それでは、お手元にある資料について確認させていただきます。

資料1 「ガイドライン概要版」

資料2 「令和3年度のスケジュールについて」

資料3 「特定空家等の進捗及び対応方針について」

資料4 「特定空家等の案件詳細資料」

資料5 「特定空家等の判定について（下町屋二丁目）」

資料6 「特定空家等判定資料（下町屋二丁目）」

その他資料1 「令和2年度第2回茅ヶ崎市空家等対策推進協議会会議録」

その他資料2「令和3年度第1回茅ヶ崎市特定空家等判定委員会議事録」

その他資料3「茅ヶ崎市空家等対策推進協議会要綱」

資料の不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、「資料3から資料6」及び「その他資料1」、「その他資料2」につきましては、個人情報に記載されていることから、会議終了後に回収させていただきます。

それでは、ただいまから本日の議題に入ります。

本日の議題につきましては、

報告(1)「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)の改正について、

(2)今年度のスケジュールについて、

議題(1)特定空家等の進捗及び対応方針について、

(2)特定空家等の判定についてでございます。

多岐にわたりますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

それでは、出石会長、進行をお願いします。

○出石会長

改めまして、皆さんこんにちは。前回は昨年11月30日ですので、ほぼ丸1年たちまして、各委員忘れていたところもあるかもしれませんが、思い起こしながら進めてまいりたいと思います。

ただいま事務局から説明がありましたように、今回は報告2件と議題が2件上がっております。順に進めてまいりますが、時間の関係もありますので、効率的な進行にご協力をいただければと思います。

それではまず、報告事項から参ります。2件あります。併せて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(都市政策課押本主任)

それではまず、報告(1)「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)の改正についてご説明いたします。資料1の横書きのものをご覧ください。

こちら、法施行後の取組状況や地方公共団体からの要望等を踏まえ、空き家対策を強力に推進するため、空家法基本指針及び特定空家等に対する措置に関するガイドラインが、今年6月30日に改正されました。本日は、空き家の所有者等の特定や、特定空家等に対する措置について追加されたガイドラインの改正内容についてご説明いたします。

資料1の黄色でマーカーしている部分が改正された箇所です。今回の改正は大きく分けて2つの柱があります。

1つ目は、資料1枚目の左上、3に記載の所有者等の特定です。空家等の所有者等の特定

に係る調査手法、国外居住者の調査方法及び所有者等を特定できない場合の措置について、新たに記載がされました。こちらの資料の2枚目にあります別紙5が、今回の改正内容を反映したフローチャートです。本市では、既に住民票、戸籍、固定資産課税台帳情報等を確認し、所有者の特定作業を行っておりますが、後ほどご説明する特定空家等の所有者で所在不明な方もおりますので、フローチャートを活用し、中ほどに記載の郵便転送情報等を今後取得していきたいと考えております。

次に、2つ目の柱として、資料の1枚目に戻っていただき、左上一番上に記載の「将来の外部不経済が予見される空家等も幅広く特定空家等に該当する」点です。こちらは資料1枚目裏面に詳細な基準が示されております。本市では現在、改正前のガイドラインを反映して作成した茅ヶ崎市特定空家等判定基準に基づき特定空家等の判定をしておりますが、今回の改正を受け、判定基準の改正について検討していく予定です。

報告（1）の説明は以上となります。

○事務局（都市政策課東主幹）

続きまして、スケジュールについてご説明させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。

令和3年度のスケジュールを示しているものですが、見ていただくとおり、一番左の欄に、茅ヶ崎市空家等対策推進協議会の予定が書いてあります。当初は8月中旬に開催する予定だった会議ですが、今回、本日をもって、11月8日に開催する運びとなっております。その後、今度は真ん中の縦ラインになりますが、茅ヶ崎市特定空家等判定委員会のほうに本日の結果を図るということになります。また、12月以降につきましてはこちらのスケジュールにありますとおり、また、立入調査等が発生した場合には庁内関係課協議を経て特定空家等判定委員会、その後、また空家等対策推進協議会を3月頃に開催する運びとなっております。また、3月には特定空家等の判定がありましたら判定いたしますが、それに合わせて、来年度に茅ヶ崎市の空き家の計画の改定作業が発生しますので、その内容につきましても協議を進めていく予定でございます。

スケジュールの説明につきましては以上となります。

○出石会長

ただいまの報告2件について、ご意見やご質問がありましたらお願いします。特によろしいですか。

私から1点だけ。ガイドラインの改正を今後、要するに国のガイドラインを踏まえた見直しが行われるときに、項目としては1点目にある、外部不経済が予見される空き家等も特定空家等に該当するようになるということは、3月にこの協議会に見直しが出された後は、特定空家の件数が増えてくるというふうに考えていいでしょうか。

○事務局（都市政策課東主幹）

茅ヶ崎市の特定空家の判定につきましては、茅ヶ崎市特定空家等判定基準というものを平成29年4月に策定して、それに準じて我々行っているところではありますが、その判定基準の中で、判定1と判定2という項目に分けて、2段階の判定で進めているところがございます。今回のガイドラインの改正に併せまして、市の判定基準も反映する必要があり、その反映作業につきましてはまた次回の、3月に行います第2回茅ヶ崎市空家等対策推進協議会の中で、基準の改定内容の案をご提示する予定です。その改定内容にしたがって、今後、判定を進めていくような状況ですので、このガイドラインが今すぐ判定作業に反映される状況にはなっておりません。なお、改定については、近隣他市の状況も見て、反映する予定です。

○出石会長

そのほか、いかがでしょうか。よければ、報告事項2件については以上とさせていただきますと思います。

ここからは議題に入ります。

3 議題は非公開

○出石会長

それでは、大分コロナのほうが落ち着いてきておりますが、今後もまた第6波等の可能性もありますけれども、この空き家問題も重要な問題ですので、市のほうもぜひよろしく願いしたいと思いますとともに、委員の皆さんはまた、この状況で行くと、3月くらいに開かれる予定ですので、どうぞよろしく願いいたします。

では、以上をもちまして、本日の審議は終了といたします。皆さん、どうもありがとうございました。

～了～

15時48分閉会